

## 平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

平成30年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,689千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2月22日提出

宮崎県知事 河野 俊嗣

えびの高原スポーツレクリエーション施設

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,689
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,689
歳 入 合 計		1,689

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 1,689
	3 観 光 費	1,689
歳 出 合 計		1,689

## 平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

平成30年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 168,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 53,568
	2 負 担 金	53,568
8 使 用 料 及 び 手 数 料		186
	1 使 用 料	186
10 財 産 収 入		2,034
	1 財 産 運 用 収 入	2,034
12 繰 入 金		112,251
	3 一 般 会 計 繰 入 金	112,251
歳 入 合 計		168,039

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 15,383
	3 観 光 費	15,383
12 公 債 費		152,656
	1 公 債 費	152,656
歳 出 合 計		168,039

## 平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 204,933千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2月22日提出

宮崎県知事 河野 俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 938
	3 一 般 会 計 繰 入 金	938
13 繰 越 金		154,585
	1 繰 越 金	154,585
14 諸 収 入		49,410
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	49,400
歳 入 合 計		204,933

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 204,933
	5 水 産 業 費	204,933
歳 出 合 計		204,933

## 平成30年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

平成30年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 812,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

公共用地取得事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		782,500
	3 一 般 会 計 繰 入 金	782,500
歳 入 合 計		812,500

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 812,500
	1 土 木 管 理 費	812,500
歳 出 合 計		812,500



## 平成30年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

平成30年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,075,765千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 442,630
	1 使 用 料	442,630
12 繰 入 金		398,135
	3 一 般 会 計 繰 入 金	398,135
15 県 債		235,000
	1 県 債	235,000
歳 入 合 計		1,075,765

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 675,630
	4 港 湾 費	675,630
12 公 債 費		398,135
	1 公 債 費	398,135
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,075,765

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
細島港整備事業	千円 235,000	証書借入 又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りに入る資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	235,000			

港湾整備事業



## 平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

平成30年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 235,631千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年 2月22日提出

宮崎県知事 河野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 199,944
	2 財 産 売 払 収 入	199,944
13 繰 越 金		35,687
	1 繰 越 金	35,687
歳 入 合 計		235,631

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 235,631
	4 高 等 学 校 費	235,631
歳 出 合 計		235,631

## 平成30年度宮崎県育英資金特別会計予算

平成30年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,048,845千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 23,506
	3 一 般 会 計 繰 入 金	23,506
13 繰 越 金		16,907
	1 繰 越 金	16,907
14 諸 収 入		1,008,432
	3 貸 付 金 元 利 収 入	839,907
	7 雑 入	168,525
歳 入 合 計		1,048,845

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 1,048,845
	1 教 育 総 務 費	1,048,845
歳 出 合 計		1,048,845



平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量        507,855,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	5,150,799千円
第1項 営業収益	4,755,960千円
第2項 附帯事業収益	81,972千円
第3項 財務収益	227,220千円
第4項 営業外収益	85,647千円
第5項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	5,063,896千円
第1項 営業費用	4,666,443千円
第2項 附帯事業費用	78,060千円
第3項 財務費用	57,445千円
第4項 営業外費用	211,948千円
第5項 特別損失	0千円
第6項 予備費	50,000千円
収 支 残	86,903千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 2,642,901千円は、減債積立金 405,393千円、地方振興積立金 1,000,000千円、建設改良積立金 115,294千円、過年度分損益勘定留保資金 1,060,628千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,586千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	69,968千円
第1項 固定資産売却代金	1千円
第2項 貸付金返還金	69,967千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,712,869千円
第1項 建設改良費	1,207,461千円
第2項 企業債償還金	405,393千円
第3項 繰出金	1,000,000千円
第4項 雑支出	15千円
第5項 予備費	100,000千円
収支残	-2,642,901千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	上祝子発電所発電機自 動制御装置更新工事	計
	千円	千円
平成30年度	0	0
平成31年度	315	315
計	315	315

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	上祝子発電所発電機自 動制御装置更新工事	計
	千円	千円
平成30年度	6,534	6,534
平成31年度	67,015	67,015
計	73,549	73,549

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 営業費用
- （2） 附帯事業費用
- （3） 財務費用
- （4） 営業外費用
- （5） 特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1） 職員給与費 1,009,393千円
- （2） 交際費 300千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成30年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣



平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 13社
- (2) 年間総給水量 35,817,450㎡

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	374,982千円
第1項 営業収益	328,681千円
第2項 営業外収益	46,301千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	356,450千円
第1項 営業費用	345,853千円
第2項 営業外費用	597千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	10,000千円
収支残	18,532千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 319,008千円は、減債積立金 5,722千円、借入金償還積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金 241,266千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,020千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	319,008千円
第1項 建設改良費	243,286千円
第2項 企業債償還金	5,722千円
第3項 借入金償還金	60,000千円
第4項 予備費	10,000千円
収 支 残	-319,008千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	工業用水道施設高速凝	計
	集沈殿池設備更新工事	
	千円	千円
平成30年度	7,560	7,560
平成31年度	15,120	15,120
平成32年度	7,560	7,560
計	30,240	30,240

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	工業用水道施設高速凝	計
	集沈殿池設備更新工事	
	千円	千円
平成30年度	179,421	179,421
平成31年度	354,143	354,143
平成32年度	177,076	177,076

計	710,640	710,640
---	---------	---------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 66,815千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成30年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣





平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間施設利用者数 33,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	24,624千円
第1項 営業収益	21,731千円
第2項 営業外収益	2,893千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	23,403千円
第1項 営業費用	20,201千円
第2項 営業外費用	1,202千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	2,000千円
収 支 残	1,221千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,908千円は、借入金償還積立金 9,567千円、過年度分損益勘定留保資金10,829千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 512千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	700千円
第1項 出 資 金 返 還 金	700千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	21,608千円
第1項 建 設 改 良 費	8,640千円
第2項 借 入 金 償 還 金	9,968千円
第3項 予 備 費	3,000千円
収 支 残	-20,908千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,018千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成30年2月22日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 平成30年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |     |                         |             |
|-----|-------------------------|-------------|
| (1) | 病 床 数                   | 1,432床      |
| (2) | 年間患者数                   |             |
|     | 入 院                     | 360,620人    |
|     | 外 来                     | 373,076人    |
| (3) | 一日平均患者数                 |             |
|     | 入 院                     | 988人        |
|     | 外 来                     | 1,529人      |
| (4) | 主要な建設改良事業               |             |
|     | 県立宮崎病院立体駐車場整備工事         | 916,086千円   |
|     | 県立宮崎病院改築実施設計委託          | 298,512千円   |
|     | 県立延岡病院心臓脳血管センター(仮称)整備工事 | 490,400千円   |
|     | 医療器械等資産購入               | 3,557,976千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	32,430,135千円
第1項 医 業 収 益	28,020,299千円
第2項 医 業 外 収 益	3,974,862千円
第3項 特 別 利 益	434,974千円
支 出	
第1款 病院事業費用	32,353,879千円
第1項 医 業 費 用	31,739,391千円

第2項 医 業 外 費 用	611,488千円
第3項 特 別 損 失	0千円
第4項 予 備 費	3,000千円
収 支 残	76,256千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,502,579千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,495,992千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,587千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	7,669,178千円
第1項 企 業 債	5,992,200千円
第2項 一 般 会 計 負 担 金	1,676,978千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	9,171,757千円
第1項 建 設 改 良 費	6,182,097千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,952,660千円
第3項 投 資	36,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
収 支 残	-1,502,579千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立宮崎病院改築事業	平成30年度から 平成33年度まで	千円 22,888,139

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 2,505,300	証書借入又は証券発行の方法による。発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	% 9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。  ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができ。
資産購入	1,826,400			
電子カルテシステム整備事業	1,660,500			
計	5,992,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経

費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,827,195千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、214,407千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,219,970千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	X線コンピュータ断層撮影装置	1式
	X線血管造影装置	1
	電子カルテシステム	1

平成30年2月22日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

